

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決算短信等)</p> <p>第4条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年3月31日から施行し、この改正規定施行の日以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。</p>	<p>(決算短信等)</p> <p>第4条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、<u>当取引所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」により</u>、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>